

直方市
国土強靭化地域計画

令和 3 年 3 月

【目次】

はじめに

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 策定体制	3

第1章 直方市の地域特性

1 直方市の概況	4
(1) 位置	4
(2) 地勢・地質	4
(3) 気象	4
(4) 社会的条件	5
2 自然災害に関する特性	6
(1) 風水害	6
(2) 地震	7

第2章 基本的な考え方

1 地域強靭化の意義	8
2 対象とする災害	8
3 基本目標	8
4 基本的な方針	8
(1) 強靭化の取組姿勢	8
(2) 取組の効果的な組み合わせ	9
(3) 地域の特性に応じた施策の推進	9

第3章 直方市の強靭化の現状と課題（脆弱性評価）

1 脆弱性評価の考え方	11
2 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態 （リスクシナリオ）の設定	11
3 施策分野の設定	12
4 脆弱性の分析・評価の手順	14
5 脆弱性評価結果	15

第4章 強靭化施策の推進方針

1 施策推進に当たっての目標値の設定	16
2 リスクシナリオごとの強靭化施策の推進方針	16

第5章 計画推進の方策

1 計画の推進体制	30
2 計画の進捗管理と見直し	30

【別紙資料】

資料1：リスクシナリオごとの脆弱性評価結果	31
資料2：施策分野ごとの脆弱性評価結果	41
資料3：推進方針一覧	49
資料4：強くしなやかな国民生活の実現を図るための 防災・減災等に資する国土強靭化基本法（抜粋）	51

はじめに

1 計画策定の趣旨

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、未曾有の被害が広範囲にわたり発生し、我が国の社会・経済システムの脆弱性が露呈した。

また、気候変動の影響による平成 30 年の豪雨災害や令和元年の大型台風など、日本各地で甚大な被害が多発しており、これまでの復旧・復興を中心とした「事後対策」ではなく、平常時からの防災・減災を中心とした「事前対策」の重要性が認識されることとなった。

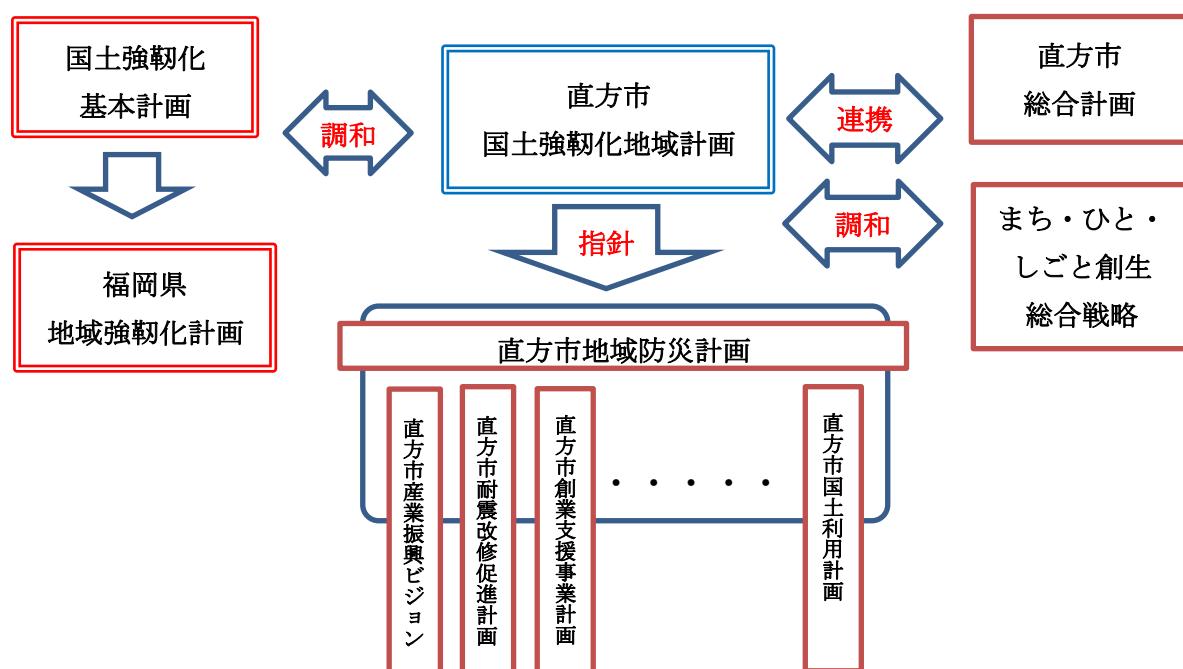
このような中、国は、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」(以下、「基本法」という。) を施行し、平成 26 年 6 月には「国土強靭化基本計画」(以下、「基本計画」という。) を閣議決定した。県も平成 28 年 3 月に「福岡県地域強靭化計画」(以下、「県強靭化計画」という。) を策定した。

本市においても、基本計画や県強靭化計画を踏まえ、いかなる自然災害が発生した場合でも、「強さ」と「しなやかさ」を合わせ持った安全・安心なまちづくりを構築するため、「市域の強靭化」推進の「直方市国土強靭化地域計画」(以下、「本計画」という。) を策定するものである。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく「国土強靭化地域計画」であり、国土強靭化に係る本市の他の計画等の指針となるものである。

また、本市の基本方針を定めた「直方市総合計画」と連携を図りながら策定するものであり、基本法第 14 条に基づき、国土強靭化基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされている。



地域防災計画との関係

地域防災計画は、地震や風水害といった災害の種類ごとに、その対応を取りまとめたものである。このため、「地震対策編」、「風水害対策編」など、災害ごとに計画が立てられている。

一方、地域強靭化計画は、いかなる大規模な自然災害が発生しようとも最悪の事態に陥ることがないよう、「強靭」な行政機能、地域社会、地域経済を平常時から作り上げていこうとするものである。

そのため、まずは「起きてはならない最悪の事態」を想定し、そういう事態に陥らないために、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチがなされている。

まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係

国土強靭化及び地方創生の取組は、施策の効果が災害時・平常時のいずれを主な対象としているかの点で相違はあるものの、双方とも、同じく地域の豊かさを維持・向上させるという目的を有するものである。

したがって、国土強靭化地域計画は、両者の相乗効果を高めるため、まち・ひと・しごと創生総合戦略と調和・連携が図られたものとなってい

3 策定体制

令和2年1月、直方市災害対策本部の本部員を中心とするメンバーで構成する「直方市国土強靭化地域計画策定会議」(以下、「策定会議」という。)を設置し、全庁的に策定作業を進め、防災に携わる各分野の専門家でもある直方市防災会議のメンバーにもご意見を頂き、反映させた計画である。

「直方市国土強靭化地域計画策定会議の構成メンバー」

会長：副市長（災害対策本部副本部長）

副会長：総合政策部長、産業建設部長（災害対策本部本部員）

会員：教育長（災害対策本部副本部長）、消防長

議会事務局長、市民部長、教育部長、上下水道・環境部長、

土木課長、消防本部総務課長（災害対策本部本部員）

その他：企画経営課長、秘書広報課長、国・県対策課長

事務局：防災部局

「諮問会議等」

□直方市防災会議 分科会

【委員】

- ・国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所長
- ・福岡森林管理署直方森林事務所地域総括森林官
- ・福岡県直方県土整備事務所長
- ・直方警察署長
- ・陸上自衛隊飯塚駐屯地第2施設群長

第1章 直方市の地域特性

1 直方市の概況

(1) 位置

本市は、九州最北部を占める福岡県の北部にあって、遠賀川に沿ってひらける直方平野のほぼ中央に位置している。

また、東は福智山系で北九州市小倉南区と接し、西は鞍手郡鞍手町、宮若市、南は飯塚市、田川郡福智町、鞍手郡小竹町、北は北九州市八幡西区と接している。

(2) 地勢・地質

市の東部に福智山(900.8m)を主峰にその支脈(平均標高600m)が南北に走っており、西部には六ヶ岳(339.0m)の丘陵が北西に広がり、中央には小さな丘が起伏しているが、比較的平坦な地域となっている。

この地域の中央を彦山川、犬鳴川などの支流を集めながら、総延長61.0km、流域面積1030.0km²の1級河川である遠賀川が北流し、遠賀郡芦屋町で玄界灘に注いでいる。

市街地は、この遠賀川とJR筑豊本線に挟まれた地帯の低地にあり、東部、西部地域は住宅地帯、南部地域は工業地帯、北部地域は農村地帯を中心に形成されている。

遠賀川等の河川両岸には沖積層の低地が広がり、その低地に連続して比較的広い段丘及び丘陵地が続いている。

福智山山系は、古期岩類及び中世層から成り、その西側は全て断層のため急斜面をもってそびえたち、さらに山麓は洪積層の段丘地帯となっている。

(3) 気象

①市の気象

市の気候区分としては、日本海型気候区に属している。年平均気温16℃、最低気温は-4.2℃、最高気温は39.1℃となっており、昼夜、夏冬の気温差が大きく、一般的に風は弱いことが特徴である。

また、特に夜間の風が弱いこと、放射冷却が激しいことにより、霧が発生し易い気候でもある。

②降水量

市での年間降水量は、1,000mm未満から2,000mm以上と、その年によって大きな差がある。

なお、6、7月頃の梅雨期には、強い雨が集中して降る傾向にあり、平成30年7月豪雨では、3日間で年間降水量の5分の1の雨が降った。

(4) 社会的条件

①人口・高齢化

市の人口は、令和2年3月末現在 56,499人（27,284世帯）となっており、市街地での人口集積が高い。

令和2年3月末の高齢化人口は 18,716 人で、高齢化率は 33.13% と 3人に1人が高齢者であり、今後も更に高齢化が進行することが予想される。

また、介護や支援を必要とする高齢者やひとり暮らし高齢者等の世帯も増加傾向にある。

（※平成27年国勢調査：人口 57,146 人、世帯 23,281 世帯）

②土地の利用

本市の土地利用は、自然的土地利用が 66.0%、都市的土地利用が 34.0% となっており、用途地域では自然的土地利用が 27.2%、都市的土地利用が 72.8% となっている。

都市的土地利用においては、宅地が 62.9% で、内訳は、住宅用地 69.6%、商業用地 15.6%、工業用地 14.8% となっている。

都市的土地利用の分布状況は、住宅地や商業地を中心に広がっており、工業地は郊外でまとまって広がっている。

宅地開発は、郊外で比較的規模の大きな工業地開発や商業地開発が行われている。

近年は活発な開発は少ないものの、郊外での開発は継続している状況である。

特に国道200号バイパス沿線の大型ショッピングモール周辺で開発が行われ、新築着工では、住宅が最も件数が多く、全体の約9割以上を占めている。

農地転用の件数は、近年件数が増加傾向であり、市域で農地転用が増加している。

空き家数も増加傾向にあり、今後も増加していくと考えられる。

③経済・産業の状況

産業大分類別就業者数（平成7～27年国勢調査）の過去20年間の推移は、第一次産業が▲46.7%（819人→436人に減少）、第二次産業が▲17.2%（9,760人→8,078人に減少）、第三次産業が▲1.2%（16,924人→16,720人に減少）となっており、すべての産業で減少傾向にあるが、農林業等の第一次産業が急激に減少している。

また、全体に占める就業者数の割合は、第一次産業が 1.7%、第二次産業が 30.5%、第三次産業が 63.2% となっている。（その他 4.6%）

2 自然災害に関する特性

(1) 風水害

本市の気象、地勢その他周辺地域の特性を考慮するとき、最も発生頻度の高いものとして大雨による水害があげられる。

市の中心部を流れる遠賀川、彦山川、犬鳴川などの上流で降った雨による河川水位の上昇が支流の河川へ影響し、内水被害による家屋浸水等が発生している。

災害発生	家屋浸水被害状況			直方市 累加降雨量	日の出橋 河川水位	避難情報	避難者数 (避難所)
	床上	床下	計				
平成 7 年	56 棟	533 棟	589 棟	473 mm	6.90 m		
平成 13 年	「感田雨水ポンプ場整備（市）」						
平成 15 年	76 棟	72 棟	148 棟	175 mm	7.95 m		
平成 19 年	「尺岳川第 2 排水機場の整備」						
平成 21 年	107 棟	197 棟	304 棟	264 mm	8.05 m	避難勧告	99 人(13)
平成 22 年	22 棟	110 棟	132 棟	332 mm	8.08 m	避難勧告	311 人(15)
	「北小川の新設（市）及び北小排水機場の整備（国交省）」						
平成 24 年	20 棟	30 棟	50 棟	143 mm	8.17 m	避難勧告	20 人(5)
平成 26 年	福地川の改修整備（国区間：H26～H29） 〃（県区間：H26～R4 完了予定）						
平成 30 年	17 棟	58 棟	75 棟	328 mm	8.63m	避難指示	2,836 人(16)
	遠賀川流域改修工事（中間堰改修）、遠賀川・彦山川流域河川掘削工事						

(2) 地震

本市において、地震の発生が少ない地域であるが、市の東部に福智山断層、西部に西山断層があることから、今後、大きな災害を引き起こす地震が発生することが十分考えられる。



【福岡県内で確認されている活断層の位置】

活断層名	福智山断層
断層の長さ	28km
マグニチュード ¹	7.2
平均的な活動間隔	9,400年～32,000年
最新の活動時期	28,000年前以後、13,000年前以前
今後30年内に地震が発生する確率	ほぼ0-3%

【活断層の国等における評価】

¹ マグニチュード・・・地震そのものの大きさ

第2章 基本的な考え方

1 地域強靭化の意義

近年、記憶に新しい大規模な災害としては、平成29年7月九州北部豪雨や、西日本を中心に広い範囲に洪水被害が及んだ平成30年7月豪雨などがある。このような想定を超える規模の地震・風水害にも対応する必要があることなどから、早急に本市の地域強靭化を推進しなければならない。

また、国や県全体の強靭化を推進するためには、それぞれの地域がその特性を踏まえて主体的に地域強靭化に取り組むとともに、地域間で連携して災害リスクに対応していくことが不可欠であり、県の地域強靭化の推進をはじめバックアップ機能の強化や被災地域に対するサポート体制の整備を行うことで、「自律・分散・協調」の形成を促進していくことが重要である。

さらに、このような地域強靭化の取組は、官民投資の呼び込みによる雇用の増加や、首都圏からの人材の還流を生み出すとともに、地域間の連携強化を促進することから、本市における地方創生にも寄与することとなる。

2 対象とする災害

市民生活や経済活動に影響を及ぼすリスクとしては、大規模な事故やテロ等も想定されるが、本市における過去の災害被害及び国・県の基本計画を踏まえ、本計画では、まずは広範囲に甚大な被害が生じる大規模な自然災害を対象とする。

3 基本目標

国が基本計画に掲げる基本目標を踏まえ、以下のとおり4つの基本目標を設定する。

- ①人命の保護が最大限図られること
- ②市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧・復興

4 基本的な方針

国の基本計画との調和を図る観点から、国が基本計画で定める「国土強靭化を推進する上での基本的な方針」に準じることとした上で、地域の特性を踏まえ、特に以下の点に留意して地域強靭化を推進する。

(1) 強靭化の取組姿勢

○市の強靭性を損なう本質原因をあらゆる側面から検証し、取組を推進する。

- 長期的な視野を持って計画的な取組を推進する。
 - 施策の確実な進捗を図るため P D C A サイクル²による進捗管理を推進する。
 - 災害時の安定的な電力供給と非常用電源としての活用を兼ね備えた再生可能エネルギーの導入など災害時のみならず平常時の有効活用を踏まえた対策を推進する。
- (2) 取組の効果的な組み合わせ
- ハード対策は、対策の実施や効果の発現までに長期間を要することから、比較的短期間で一定の効果を得ることができる訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて、効果的に施策を推進する。
 - 遠賀川流域市町村との広域連携や自衛隊等の関係機関と連携を図り、平常時からの訓練等を通じて、災害時の応援体制の実効性を確保するため連携強化を推進する。
 - 地域強靭化を効果的に推進するため、行政による支援「公助」のみならず、自分の身は自分で守る「自助」や、地域コミュニティや自主防災組織等で協力して助け合う「共助」が不可欠であり、これらを適切に組み合わせ、官（行政）と民（住民、コミュニティ、事業者等）とが連携及び役割分担した一体的な取組を推進する。

(3) 地域の特性に応じた施策の推進

- 人の絆を重視し、コミュニティ機能を向上させるとともに、地域における強靭化（特に防災に関する）推進の担い手の育成・確保に努め、地域強靭化を社会全体の取組として推進する。
- 災害時にすべての住民が円滑かつ迅速に避難できるよう、消防団員や民生委員など、地域住民の避難に携わる人材の安全確保にも留意した上で、要介護高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者の実情を踏まえたきめ細かな対策を講じる。
また、乳幼児、妊娠婦、高齢者、障がいのある人、外国人等の配慮が必要な方に対しても、平常時の取組を含め、十分な配慮を行う。

【参考】

国が基本計画で定める「国土強靭化を推進する上での基本的な方針」

- (1) 国土強靭化の取組姿勢
- ① 我が国の強靭性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。
 - ② 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。

² PDCA サイクル・・・継続的改善手法（Plan：計画・Do：実行・Check：評価・Action：改善の略語）

③ 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化とともに災害に強い国土づくりを進めることにより、地域の活力を高め、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土の形成につなげていく視点を持つこと。

④ 我が国のあるべきレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。

⑤ 市場、統治、社会の力を総合的に踏まえつつ、大局的、システム的な視点を持ち、適正な制度、規制の在り方を見据えながら取り組むこと。

(2) 適切な施策の組み合わせ

⑥ 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。

⑦ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、地方公共団体）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこととし、特に重大性・緊急性・危険性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。

⑧ 非常に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

(3) 効率的な施策の推進

⑨ 人口の減少等に起因する国民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靭性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。

⑩ 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。

⑪ 限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFI³による民間資金の積極的な活用を図ること。

⑫ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。

⑬ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。

⑭ 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

⑮ 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靭化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。

⑯ 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。

⑰ 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図ること。

³ PPP・・・官民連携(Public Private Partnership の略語)

PFI・・・公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法(Private Finance Initiative の略語)

第3章 直方市の強靭化の現状と課題（脆弱性評価）

1 脆弱性評価の考え方

大規模な自然災害に対する脆弱性の分析・評価は、強靭化に関する現行の施策の弱点を洗い出す非常に重要なプロセスとされている。

本市では、国が示す評価手法を参考に、以下の流れに沿って脆弱性の分析・評価を設定する。

- ・事前に備えるべき目標
 - ・起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
 - ・施策分野
- の設定



【脆弱性の分析・評価】

- ・事態回避に向けた施策の現状を分析・評価
(リスクシナリオごと、施策分野ごとに整理)



※対応方策の検討

2 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

国の基本計画では、8つの「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」が設定されているが、本計画では、本市の地理的条件、社会・経済的条件、災害特性を踏まえて、8つの「事前に備えるべき目標」と23の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

3 施策分野の設定

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
①人命の保護が最大限図られること ②市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 ④迅速な復旧復興	1 直接死を最大限に防ぐ	1-1	建物、交通施設、不特定多数が集まる施設等の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生
		1-2	異常気象等による突発的又は広域かつ長期的な河川氾濫等に起因する市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
	2 救急・救助、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	消防等の被災による救急・救助活動の停滞・絶対的不足
		2-4	想定を超える長期の帰宅困難者に対する食料・飲料水等の供給不足
		2-5	医療施設等の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
		2-6	被災地における劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による健康状態の悪化、疫病・感染症の大規模発生
	3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	電力供給停止による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	災害時に情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期復旧させる	5-1	電気・ガス等の長期間にわたる供給等機能の停止
		5-2	上下水道等の長期にわたる機能停止
		5-3	地域交通ネットワークの長期にわたる機能停止
	6 経済活動を機能不全に陥らせない	6-1	経済活動が再開できることによる企業の生産力低下
		6-2	食料・飲料水等の安定供給の停滞

	7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害発生
			7-2	危険物及び有害物質の大規模な流出・拡散
			7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	8	社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
			8-2	復興を支える人材等の不足により復興・復旧が大幅に遅れる事態
			8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等による復旧・復興が遅れる事態

4 脆弱性の分析・評価の手順

1. 「最悪の事態が発生する要因」の洗い出し

リスクシナリオごとに関連する強靭化施策を整理する際に、施策の漏れを防止するため、リスクシナリオと施策を直接的に結び付けるのではなく、まずは、具体的にどのような被害が生じて「最悪の事態」に陥るのかを想像しながら、「起きてはならない最悪の事態が発生する要因」を設定する。



2. 脆弱性の現状調査・分析

「最悪の事態が発生する要因」を踏まえた上で、リスクシナリオごとに市の各部局等が実施している施策を調査・整理する。

- (1) 市の各部局等において実施している施策を調査
- (2) 各施策の進捗状況の把握、課題等の分析



3. 脆弱性の課題の検討・評価

- (1) リスクシナリオごとに強靭化施策の評価を実施
- (2) 施策の進捗度等を表す指標（現状値）を可能な限り設定
- (3) (1)を踏まえ、施策分野ごとに評価結果を整理

5 脆弱性評価結果

リスクシナリオごとの評価結果、施策分野ごとの評価結果は、それぞれ資料1、資料2のとおりである。

なお、評価結果のポイントは以下のとおりである。

【評価結果のポイント】

○各主体との連携強化が必要

地域強靭化に向けた取組の実施主体は、国、県、市町村のみならず、県民や事業者など多岐にわたっており、地域強靭化を着実に推進するためには、各主体が一体となって効果的に施策等を実施していくことが重要であり、日頃の訓練や連絡調整等を通じてその実効性を確保しておくことが必要である。

○ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせが必要

施設整備や耐震化などのハード対策は、完了までに長期間を要し、充当できる財源にも限りがあることから、コスト・期間・規模等を十分に勘案し、訓練や防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせて、計画的に実施することが必要である。

○代替性・冗長性の確保が必要

道路や堤防、橋梁などのインフラ施設、各種システムの電源設備、住民への情報伝達手段など、被災した場合の影響が大きいものや復旧に時間を要するものについては、代替性・冗長性の確保に努めることが必要である。

○地域強靭化に向けた継続的な取組が必要

地域強靭化の取組に終わりではなく、長期的な視点に立って、計画的に進めることが必要である。

第4章 強靭化施策の推進方針

1 施策推進に当たっての目標値の設定

施策推進に当たっては、個別施策の進捗状況を定量的に把握できるよう、可能な限り具体的な数値目標を重要業績指標（KPI）として設定した。

なお、本計画に掲載する目標値は、市以外の国・県などが主体となって実施する施策も数多くあることなどから、今後の事業量等を確定的に積み上げたものではなく、施策推進に関わる各主体が目指すべき努力目標として位置付ける。

また、計画策定後においても、状況変化等に対応するため、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

2 リスクシナリオごとの強靭化施策の推進方針

第3章で示した脆弱性評価結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための強靱化施策について、その推進方針及び目標値をリスクシナリオごとに整理した。

1 直接死を最大限に防ぐ

1-1 建物、交通施設、不特定多数が集まる施設等の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生

○耐震化の推進【建築管理課】

公共建築物の耐震化については、災害時の防災拠点としての機能や災害弱者や不特定多数の者の利用及び老朽度を考慮し、耐震化の優先度を分類したうえで、計画的な耐震化を進めていく。

住宅の耐震化については、県と協力して、所有者自らの問題として主体的に取り組めるための支援や環境整備を充実させ、関係する業界と連携を図ることにより、耐震化を誘導する。

○老朽危険家屋の対策【都市計画課】

「直方市空家等対策計画」に基づき、所有者の特定及び適正管理を推進する。

○災害に強い市街地整備【都市計画課】

土地区画整理事業等を通して、密集市街地における延焼防止、避難路・緊急輸送道路や鉄道駅アクセス道路等の整備など、災害に強い市街地整備を関係機関と連携を図りながら推進する。

○市営住宅の維持管理【建築管理課】

災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する。

定期的な点検を行い、適切な時期に予防保全的な修繕を実施する。これにより、安全性等の向上を図り、市営住宅の効用を維持し、活用する。

小規模分散団地を非現地での建て替えとし、団地の集約・統合を行うことで、市営住宅の適切な維持管理の効率化を推進する。

○防火対策の推進【消防本部】【防災・地域安全課】

大規模地震が発生した場合、住宅密集地や不特定多数の人が利用する施設の火災による物的・人的被害が想定されるため、出火防止対策及び建物の関係者や住民の防火意識の向上を図る。

○学校における防災教育の推進【学校教育課】

上下校時や、学校内における災害、事故から児童生徒を守るために、様々な場面を想定し、学校の安全計画に基づいて、児童生徒の危機予測能力、危機回避能力等を向上させる。

○学校施設耐震補強事業【教育総務課】

地震による学校施設の倒壊などから、児童、生徒、教職員等の生命及び身体を保護するため、学校施設に必要な耐震性能を確保できるよう、耐震補強が必要とされる施設について、施設の耐震化を図る。

〈重要業績指標〉

- ・直方市耐震改修促進計画に基づく耐震化率：95%（令和9年度）
- ・直方市空家等対策計画策定：令和2年度末

1-2 異常気象等による突発的又は広域かつ長期的な河川氾濫等に起因する市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

○国・県と連携した河川整備【国・県対策課】

国と連携し、遠賀川・彦山川・犬鳴川の堤防等の整備に努める。

また、県営河川の整備については、県と連携し、遠賀川中流・犬鳴川圏域河川整備計画に基づいた整備に努める。

○河川の適正な維持管理【土木課】

主要な河川について、令和2年度から施設の点検を実施しており、点検結果に基づき、河川施設の長寿命化計画策定を計画している。施

設の長期にわたる機能停止を回避するため施設毎の寿命化計画を策定し、点検データを活用した計画的な維持管理及び修繕を行う。

また、土砂の堆積で断面が阻害されている箇所については、浚渫を実施する。

○浸水対策の推進【土木課】【下水道課】

過去の豪雨等により浸水した地区や浸水する危険性の高い地区について浸水被害の軽減を目指し、国・県・市による流域全体の計画的な整備及び公共下水道や雨水管、排水ポンプ等の雨水施設の整備と適切な維持管理を実施するため社会資本整備総合交付金事業、防災・安全交付金事業、緊急自然災害防止対策事業等を推進する。

○防災情報の適切な提供【防災・地域安全課】

避難情報等の重要な情報について、防災無線や個別受信機での適切な放送の実施を図るとともに、「つながるのおがた」や緊急速報メール、市公式LINEの活用、「ちよっくらじお」等のメディアとの連携など、情報伝達手段の多様化を図り、広く情報提供できるよう努める。

また、災害時には自衛隊等の関係機関との円滑な連携に向け、逐次、情報提供できるよう努める。

○学校における防災教育の推進【学校教育課】

登下校時や、学校内における災害、事故から児童生徒を守るために、様々な場面を想定し、学校の安全計画に基づいて、児童生徒の危機予測能力、危機回避能力等を向上させる。

〈重要業績指標〉

- ・つながるのおがた登録者数

令和2年度 3,200件 → 令和5年度 5,000件

- ・公式LINE登録者数

令和2年度 5,100件 → 令和5年度 10,000件

- ・小・中学校の防災訓練の実施：全小・中学校

1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

○土砂災害対策【土木課】

土砂災害の防止・軽減を図るため、危険箇所について保全対象となる人家、病院、公共施設等の状況や被災履歴を勘案しながら緊急性・重要性の高い箇所を中心に急傾斜地崩壊対策事業、緊急自然災害防止対策事業等を進める。

また、既に整備された施設の老朽化が進んでいるため、定期的な点検を行い、修繕を実施する。

○ハザードマップによる市民周知【防災・地域安全課】

土砂災害警戒区域の変更、指定避難所の追加など、新たな情報を反映したハザードマップの更新を行う。また、災害に対する準備や避難時の注意点などを記載した防災ガイドブックを作成し、防災に対する市民意識の向上を図る。

○学校における防災教育の推進【学校教育課】(再掲)

登下校時や、学校内における災害、事故から児童生徒を守るために、様々な場面を想定し、学校の安全計画に基づいて、児童生徒の危機予測能力、危機回避能力等を向上させる。

〈重要業績指標〉

- ・ハザードマップの更新：必要に応じ
- ・防災ガイドブックの作成：令和2年度
- ・小・中学校の防災訓練の実施：全小・中学校

2 救急・救助、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

○災害備蓄品の適正な準備・管理【防災・地域安全課】

食料・飲料水について、適正な数量の確保及び賞味期限の確認など、適切な管理を行う。また、避難所で必要な備蓄品についても、必要な備蓄品の確保と適切な維持管理を行う。

○民間企業との協定書締結の推進【防災・地域安全課】

食料や飲料水など災害時の物資調達について、民間企業等との協定締結を推進する。

○輸送手段の確保【防災・地域安全課】

災害時における備蓄物資等の輸送手段の確保のため、運輸業者等関係団体との応援協定の締結を推進する。

○応急給水体制の整備【水道管理課】

適切な応急給水体制の整備のため、給水車の確保、非常用飲料水袋等の備蓄、近隣水道事業者との応援協定の締結、日本水道協会福岡県支部への連絡体制の整備等を行う。

〈重要業績指標〉

- ・備蓄食料の確保：毎年度 1,800 食の確保（200 人×3 食×3 日）
- ・民間企業との協定締結：隨時
- ・給水袋の確保：1,500 袋（令和 7 年度）

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

○道路・橋梁の改修及び維持管理【土木課】

災害発生時に、住民の避難や救出時の緊急車両の通行や物資輸送等の妨げとならしいよう、橋梁・道路・トンネル等の改修及び維持管理を橋梁長寿命化計画など個別施設計画に基づき実施するため道路メンテナンス事業、公共施設等適正管理推進事業及び緊急自然災害防止対策事業を推進し、点検及び改修を実施する。

また、災害に強いまちづくりを推進するため、社会資本総合整備計画に基づく「通学路における安全対策の推進」、「道路交通の円滑化、安全性・快適性の向上を図る市道整備」及び狭い道路整備等促進事業等を推進する。

○防災情報の適切な提供【防災・地域安全課】（再掲）

避難情報等の重要な情報について、防災無線や個別受信機での適切な放送の実施を図るとともに、「つながるのおがた」や緊急速報メール、市公式 LINE の活用、「ちょつくらじお」等のメディアとの連携など、情報伝達手段の多様化を図り、広く情報提供できるよう努める。

〈重要業績指標〉

- ・橋梁点検の点検結果：健全度Ⅲ以上を 0 にする（令和 5 年度）
- ・つながるのおがた登録者数
令和 2 年度 3,200 件 → 令和 5 年度 5,000 件
- ・公式 LINE 登録者数
令和 2 年度 5,100 件 → 令和 5 年度 10,000 件

2-3 消防等の被災による救急・救助活動の停滞・絶対的不足

○緊急消防援助隊等の受入れ体制の整備【消防本部】

大規模災害により壊滅的な被害が発生した場合、緊急消防援助隊をはじめ応援協定に基づく応援隊を迅速に受援する体制の整備及び訓練を行う。

〈重要業績指標〉

- ・緊急消防援助隊九州ブロック訓練への参加：年1回
- ・直方市消防本部緊急消防援助隊受援計画の見直し：随時

2-4 想定を超える長期の帰宅困難者に対する食料・飲料水等の供給不足

○災害備蓄品の適正な準備・管理【防災・地域安全課】(再掲)

食料・飲料水について、適正な数量の確保及び賞味期限の確認など、適切な管理を行う。また、避難所で必要な備蓄品についても、必要な備蓄品の確保と適切な維持管理を行う。

〈重要業績指標〉

- ・備蓄食料の確保：毎年度 1,800 食の確保 (200 人×3 食×3 日)

2-5 医療施設等の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺

○避難行動要支援者支援体制の整備【健康福祉課】【防災・地域安全課】

地域住民及び自主防災組織と連携した避難支援個別計画の策定を推進する。避難行動要支援者についての情報を把握し、避難行動のための計画を随時作成・更新する。

また、災害時には、要支援者への安全確保の確認や事前避難の促進を行う。

○支援の受入れ体制の整備【防災・地域安全課】

「直方市災害時受援計画」及び「直方市消防本部緊急消防援助隊受援計画」による、人的・物的支援の円滑な受け入れ態勢の構築を推進する。

〈重要業績指標〉

- ・避難支援個別計画の策定率
令和2年度 10.2% → 令和7年度 100%
- ・直方市災害時受援計画の見直し：隨時

2-6 被災地における劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による健康状態の悪化、疫病・感染症の大規模発生

○福祉避難所の確保【健康福祉課】【防災・地域安全課】

一般避難所での部屋分け・区分けでは避難生活が維持できない者について、福祉避難所として高齢者等は高齢者施設等を、障がい者等は障がい者施設等を確保する。

○避難所となる施設や備品の整備【防災・地域安全課】【施設管理者】

避難所となる小・中学校やその他の施設について、耐震化など適切な維持管理に努めるとともに、空調設備の設置など、施設の改修を推進する。

また、間仕切りや段ボールベッドなど、避難所の運営に必要な備品の確保に努める。

○避難所での感染症対策【健康福祉課】【防災・地域安全課】

平時から適切な健康診断や予防接種を推進するとともに、災害発生時には保健所等と連携し、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施する。

また、避難所で使用するマスク・フェースシールド等の感染対策グッズ等の整備に努める。

○下水道施設の適切な維持管理【下水道課】

地震による被害や集中豪雨による浸水被害の最小化を図るため、社会資本整備総合交付金事業を活用し、ストックマネジメント⁴計画の策定を行い、耐震化や耐水化、貯留施設設置等の施設の更新・強化を計画的に実施するほか、計画に基づく予防保全を実施し、適切な維持管理に努める。

⁴ ストックマネジメント・・・施設の機能がどのように低下していくのか、どのタイミングで、どのような対策を取れば効率的に長寿命化できるのかを検討し、実施することを通じて、ライフサイクルコストを低減する取り組み。

下水道施設の被災に備え、下水道B C P⁵の情報更新及び訓練を行い、実効性を高めていく。

合併処理浄化槽の普及を促進するため、循環型社会形成推進交付金等を活用した合併処理浄化槽設置整備事業を推進する。

〈重要業績指標〉

- ・ストックマネジメント計画の策定率：100%

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

○直方市業務継続計画の適正な運用及び改定【防災・地域安全課】

平成31年3月に策定した「直方市業務継続計画」について、大規模災害発生時の業務対応の適切な実施に向け、毎年度見直しを図り、職員への周知を行う。

○市の管理する施設の維持管理【施設管理者】

市が管理する施設について、災害の発生に備え、適切な維持管理や計画的な改修を実施に努める。

○支援の受入れ体制の整備【防災・地域安全課】（再掲）

「直方市災害時受援計画」及び「直方市消防本部緊急消防援助隊受援計画」による、人的・物的支援の円滑な受け入れ態勢の構築を推進する。

〈重要業績指標〉

- ・直方市業務継続計画の見直し：毎年度
- ・直方市災害時受援計画の見直し：隨時

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 電力供給停止による情報通信の麻痺・長期停止

○防災拠点の非常用電源の確保【総務課】

災害時に防災拠点である市庁舎の電源が確保できるよう、非常用電源の適正な維持管理を行う。

また、電源の確保のため、太陽光パネル、蓄電池、自立型G H P等の自立・分散型エネルギー設備の導入を図る。

⁵ BCP・・・事業継続計画

○防災情報の適切な提供【防災・地域安全課】(再掲)

避難情報等の重要な情報について、防災無線や個別受信機での適切な放送の実施を図るとともに、「つながるのおがた」や緊急速報メール、市公式LINEの活用、「ちよっくらじお」等のメディアとの連携など、情報伝達手段の多様化を図り、広く情報提供できるよう努める。

〈重要業績指標〉

- ・市庁舎の非常用電源の確保：令和2年度
- ・つながるのおがた登録者数
令和2年度 3,200件 → 令和5年度 5,000件
- ・公式LINE登録者数
令和2年度 5,100件 → 令和5年度 10,000件

4-2 災害時に情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

○防災情報の適切な提供【防災・地域安全課】(再掲)

避難情報等の重要な情報について、防災無線や個別受信機での適切な放送の実施を図るとともに、「つながるのおがた」や緊急速報メール、市公式LINEの活用、「ちよっくらじお」等のメディアとの連携など、情報伝達手段の多様化を図り、広く情報提供できるよう努める。

〈重要業績指標〉

- ・つながるのおがた登録者数
令和2年度 3,200件 → 令和5年度 5,000件
- ・公式LINE登録者数
令和2年度 5,100件 → 令和5年度 10,000件

5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期復旧させる

5-1 電気・ガス等の長期間にわたる供給等機能の停止

○民間企業との協定書締結の推進【防災・地域安全課】(再掲)

食料や飲料水など災害時の物資調達について、民間企業等との協定締結を推進する。

○防災拠点の非常用電源の確保【総務課】（再掲）

災害時に防災拠点である市庁舎の電源が確保できるよう、非常用電源の適正な維持管理を行う。

また、電源の確保のため、太陽光パネル、蓄電池、自立型G H P⁶等の自立・分散型エネルギー設備の導入を図る。

〈重要業績指標〉

- ・民間企業との協定締結：隨時
- ・市庁舎の非常用電源の確保：令和2年度

5-2 上下水道等の長期にわたる機能停止

○上水道施設の適切な維持管理【水道施設課】【水道管理課】

施設の維持管理に係る基本計画を策定し、耐震化、老朽化管路更新等を行い、災害に備える。

また、近隣水道事業者との応援協定の締結を行う。

○浄水施設、配水施設被災後の復旧について【水道施設課】【水道管理課】

浄水施設、配水施設被災後の復旧について、被災状況の調査を行ったうえで、運転、給水の再開を行う。

○下水道施設の適切な維持管理【下水道課】（再掲）

地震による被害や集中豪雨による浸水被害の最小化を図るため、社会資本整備総合交付金事業を活用し、ストックマネジメント計画の策定を行い、耐震化や耐水化、貯留施設設置等の施設の更新・強化を計画的に実施するほか、計画に基づく予防保全を実施し、適切な維持管理に努める。

下水道施設の被災に備え、下水道B C Pの情報更新及び訓練を行い、実効性を高めていく。

合併処理浄化槽の普及を促進するため、循環型社会形成推進交付金等を活用した合併処理浄化槽設置整備事業を推進する。

○応急給水体制の整備【水道管理課】（再掲）

適切な応急給水体制の整備のため、給水車の確保、非常用飲料水袋等の備蓄、近隣水道事業者との応援協定の締結、日水協福岡県支部への連絡体制の整備等を行う。

⁶ G H P・・・ガスヒートポンプエアコン

〈重要業績指標〉

- ・ストックマネジメント計画の策定率：100%
- ・給水袋の確保
令和2年度 800袋 → 令和7年度 1,500袋

5-3 地域交通ネットワークの長期にわたる機能停止

○道路・橋梁の改修及び維持管理【土木課】(再掲)

災害発生時に、住民の避難や救出時の緊急車両の通行や物資輸送等の妨げとならないよう橋梁・道路・トンネル等の改修及び維持管理を橋梁長寿命化計画など個別施設計画に基づき実施するため道路メンテナンス事業、公共施設等適正管理推進事業及び緊急自然災害防止対策事業を推進し、点検及び改修を実施する。

また、災害に強いまちづくりを推進するため社会資本総合整備計画に基づく「通学路における安全対策の推進」、「道路交通の円滑化、安全性・快適性の向上を図る市道整備」および狭い道路整備等促進事業等を推進する。

〈重要業績指標〉

- ・橋梁点検の点検結果：健全度Ⅲ以上を0にする（令和5年度）

6 経済活動を機能不全に陥らせない

6-1 経済活動が再開できることによる企業の生産力低下

○企業の業務継続計画作成の支援【商工観光課】

商工会議所等と連携し、市内企業の業務継続計画の策定支援を行う。

○企業の事業継続性の確保【商工観光課】

企業の事業継続性の確保のため、県や関係団体等と連携した取組の検討を行う。

6-2 食料・飲料水等の安定供給の停滞

○災害備蓄品の適正な準備・管理【防災・地域安全課】(再掲)

食料・飲料水について、適正な数量の確保及び賞味期限の確認など、適切な管理を行う。

また、避難所で必要な備蓄品についても、必要な備蓄品の確保と適切な維持管理を行う。

○民間企業との協定書締結の推進【防災・地域安全課】(再掲)

食料や飲料水など災害時の物資調達について、民間企業等との協定締結を推進する。

〈重要業績指標〉

- ・備蓄食料の確保：毎年度 1,800 食の確保（200 人×3 食×3 日）
- ・民間企業との協定締結：隨時

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害発生

○ため池ハザードマップの作成・周知【土木課】

ため池決壊による災害が発生した場合に、関係住民の迅速な避難行動に繋げ、人的被害の未然防止に寄与することで、施設周辺の安全・安心を図るため、ため池が決壊した場合を想定したハザードマップの作成及び周知を行う。

7-2 危険物及び有害物質の大規模な流出・拡散

○取扱事業者等への指導及び連携【消防本部】

災害に起因する危険物や毒劇物等の流出を防ぐため、取扱業者や関係行政機関との連絡及び協力体制の確保を図るとともに、立入調査等による取扱事業者に対する管理徹底の指導、市ホームページを活用した事故未然防止対策等の情報発信を行う。

7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

○荒廃森林の整備【農業振興課】

森林の有する多面的機能の維持及び向上を図るため、福岡県荒廃森林整備事業を活用して私有林のスギ林、ヒノキ林の人工林の適正な間伐、植栽を行い森林の整備をする。

〈重要業績指標〉

- ・荒廃森林の整備：75 ha（荒廃森林 500ha 中）（令和 4 年度）
(直方市荒廃森林整備事業 5 カ年計画に基づく)

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

○災害廃棄物処理体制の整備【環境整備課】

大規模災害により発生する廃棄物処理については「直方市災害廃棄物処理計画」に基づき、本市での対応を基本としながら、円滑な受援にも繋がるようD.Waste-Net⁷の支援を受け、仮置き場のリスト化などマニュアルの策定や、車両・施設の整備、維持管理を推進し、処理体制の整備に努め、災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行う処理体制を確保する。

8-2 復興を支える人材等の不足により復興・復旧が大幅に遅れる事態

○防災訓練の実施【防災・地域安全課】

防災訓練の実施により、職員の災害時の迅速かつ円滑な防災体制の整備を行う。また、地域での円滑な避難行動等の実施に向け、自主防災組織を中心とした地域の防災訓練の実施を支援する。

○自主防災組織の設置・育成【防災・地域安全課】

出前講座の実施等により、住民等の自主防災意識の向上を図り、自主防災組織の設置及び育成に努める。

○被害認定調査体制の整備【防災・地域安全課】

被災者の生活再建のためには、被害認定調査を迅速に進める必要があることから、調査に対する府内の体制を整備し、合わせて研修等による職員の育成を図る。

〈重要業績指標〉

- ・自主防災組織の組織率（設立校区数）

令和2年度 5校 (45.5%) → 令和2年度 11校
(100%)

- ・防災訓練の実施：毎年度

⁷ D.Waste-Net・・・災害廃棄物処理支援ネットワーク

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等による復旧・復興の遅れる事態

○地域コミュニティの強化【防災・地域安全課】

大規模災害時の地域の問題解決には、地域コミュニティの力が必要となることから、住民意識の向上を図り、住民主体の地域づくりを支援しする。

また、大規模災害時には地区の分散や孤立など、様々な問題が生じることから、地域の結束力など、地域コミュニティの強化を図る。

○地籍調査の推進【用地管理課】

被災後の迅速な復旧、復興を進める上で重要な土地境界等の情報を整備する地籍調査事業を積極的に推進する。

〈重要業績指標〉

- ・地籍調査事業の進捗率

令和元年度末 8.1% → 令和7年度 26.4%

第5章 計画推進の方策

1 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、府内では、防災部局を中心に関係部署において推進を図り、全庁的に取り組むとともに、地域強靭化を実効性あるものとするため、民間事業者を含む関係機関と緊密に連携する。

2 計画の進捗管理と見直し

本計画の進捗管理は、地域強靭化施策の実効性を確保するため、各プログラムの達成度や進捗を把握するために設定した重要業績指標（KPI）について、PDCAサイクルによる評価を行い、その結果を踏まえ、さらなる施策推進につなげていく。

また、施策の進捗状況や社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、適宜見直しを行う。

【別紙資料】

資料1：リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

資料2：施策分野ごとの脆弱性評価結果

資料3：推進方針一覧

資料4：強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（抜粋）

リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

1 直接死を最大限に防ぐ

1-1 建物、交通施設、不特定多数が集まる施設等の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生

○住宅、建築物の耐震化

大規模地震が発生した場合、市街地における住宅・建築物の倒壊などにより、多数の人的被害が想定されるため、住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。

○交通施設、沿線・沿道建築物の耐震化

大規模地震が発生した場合、鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定されるため、大規模地震に対応する耐震化が進んでいない交通施設、沿線・沿道建築物の耐震化住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。

○公共施設等の耐震化

発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害が及ぶことが想定されるため、公共施設等の耐震化を促進する必要がある。

○多数の人が利用する建築物の耐震化

大規模地震が発生した場合、不特定多数の人が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定されるため、不特定多数の人が利用する建築物については、特に耐震化を促進する必要がある。

○防火対策の推進

大規模地震が発生した場合、住宅密集地や不特定多数の人が利用する施設の火災による人的・物的被害が想定されるため、出火防止対策及び建物の関係者や住民の防火意識の向上を図る必要がある。

1-2 異常気象等による突発的又は広域かつ長期的な河川氾濫等に起因する市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

○河川改修等の治水対策の推進

近年、気象変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあり、大規模洪水による甚大な浸水被害が懸念されるため、地元の要望や必要性、緊急性などを総合的に判断しながら、河川改修や公共下水道雨水対策などの整備推進を図る必要がある。

○防災情報の提供

異常気象による豪雨が発生した場合、浸水により人命・身体に危害が生じるおそれがあるため、防災行政無線や、市のホームページ、メール配信「つながるのおがた」等による住民への広報に努める必要が

ある。

また、洪水による激甚化災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図るため、洪水ハザードマップや個別避難計画(マイタイムライン)等を住民に周知するなどのソフト対策を推進する必要がある。

○自主防災組織等の内水対策に係る人材育成

異常気象等が発生した場合、広域かつ長期的な市街地の浸水が想定されるため、内水対策について、より迅速な対応を行うための地域ごとに自主防災組織の設立や人材育成を推進する必要がある。

1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

○土砂災害対策の推進

近年、気象変動等の影響による集中豪雨、局地的豪雨、大型台風等の増加、地震の多発に伴い、これまでに経験したことのない大規模災害の発生リスクが高まっている。人命を守るために市内の土砂災害警戒区域などの危険個所における安全対策などの整備推進を図る必要がある。

○土砂災害警戒区域等の周知

土砂災害が発生するおそれがある県が指定した土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域(レッドゾーン・イエローゾーン)等を基に、当該区域の避難体制の整理等を図り、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。

また、異常気象等により大規模な土砂災害が生じるおそれがあるため、防災行政無線、ホームページ、メール配信等その他様々なツールによる広報に努めていく必要がある。

○防災拠点の整備

大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地(市庁舎)、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地、中継基地、市庁舎が被災した想定の情報発信拠点などの施設整備などの検討が必要である。

2 救急・救助・医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康及び避難生活環境を確実に確保する

2-1 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

○水道施設の耐震化

災害時において水道施設が被災した場合、市民生活や社会活動に不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する必要がある。

○物資輸送ルートの確保

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための主要道路

が寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

また、高速交通ネットワークの整備・確保を促進する必要がある。

○備蓄物資の供給体制等の強化

市の備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

また、備蓄については、分散型備蓄の検討と、施設整備を推進する必要がある。

○医療用資機材・医療品等の供給体制の整備

大規模災害発生時には、医療用資機材・医療品等が不足するおそれがあるため、関係団体と災害時応援協定を締結し、災害救助に必要な医療用資機材・医療品等の供給体制の整備を図るため、その体制を整備し、円滑な供給体制の構築に努める必要がある。

○医療用資機材・医療品等の備蓄

大規模災害発生初動期には、医療救護用の医療用資機材・医療品等の流通確保が難しくなるおそれがあるため、大規模災害発生時の初動期（2日間）の医療救護用として、市独自の備蓄を行う必要がある。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

○主要路線の確保

主要な路線について、長期間にわたる通行止め等を回避するため、道路施設や橋梁などの耐震化を推進する必要がある。

既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策の確実な実施が必要である。

○避難情報等の周知

大規模洪水による住民等の生命・身体に危害を防ぐため、防災行政無線、市のホームページ、メール配信「つながるのおがた」等による住民への広報を図るとともに、ハザードマップ等の情報入手方法の周知等ソフト対策を推進する必要がある。

2-3 消防等の被災による救急・救助活動の停滞・絶対的不足

○消防の体制等強化

火災・救急・救助事案が同時に多発した場合の消防力が劣勢になることを防ぐため、活動人員の確保や、緊急消防援助隊など応援隊の受入体制を整備し、火災・救急・救助活動等が迅速に行われる体制を構築する必要がある。

○情報通信機能の耐災害性の強化

情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を推進する必要がある。

○DMAT⁸の受入体制整備

災害発生直後の急性期（概ね48時間以内）に救命救急活動が開始できるよう、市外から派遣されるDMATの受入体制を整備する必要がある。

○防災拠点の整備

大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地（市庁舎）、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地、中継基地、市庁舎が被災した想定の情報発信拠点などの施設整備などの検討が必要である。

2-4 想定を超える長期の帰宅困難者に対する水・食料等の供給不足

○一時滞在施設の確保、食料・飲料水等の備蓄

帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保を図るとともに、当該施設における食料・飲料水等の備蓄を促進する必要がある。

2-5 医療施設等の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺

○医療救護活動の体制整備

災害発生時において、限られた医療スタッフや医薬品・医療資機材等を最大限に活用し、可能な限り傷病者の治療に当たるため、関係機関（県及び日本赤十字社福岡県支部、公益社団法人福岡県医師会（直方鞍手医師会））と密接な連携を取り、適切な医療・救護活動等の体制整備を推進する必要がある。

○DMATの受入体制整備

災害発生直後の急性期（概ね48時間以内）に救命救急活動が開始できるよう、市外から派遣されるDMATの受入体制を整備する必要がある。

○EMIS⁹の活用

被災地域で迅速かつ適切な医療・救護を行うため、必要な各種情報を集約・提供可能なEMISの活用を進める必要がある。

○災害対応マニュアルなどの見直し

災害対応マニュアル及び業務継続計画（BCP）について、継続的に内容の見直しを行う必要がある。

⁸ DMAT・・災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Teamの略語）

⁹ EMIS・・広域災害救急医療情報システム（Emergency Medical Information Systemの略語）

○ドクターへリの活用

救急医療体制を充実・強化するため、災害時の緊急対応ができるよう、県が運航するドクターへリについて、安定した運用のため、県及び関係機関との連携を強化する必要がある。

○防災拠点の整備

大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地（市庁舎）、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地、中継基地、市庁舎が被災した想定の情報発信拠点などの施設整備など検討する必要がある。

2-6 被災地における劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による健康状態の悪化、疫病・感染症の大規模発生

○感染症の発生・まん延防止

浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、関連部署や消毒・害虫駆除事業者等の関係団体との連携や連絡体制の確保を行う必要がある。

○下水道施設の耐震化、公共下水道事業業務継続計画（下水道BCP）の作成

下水道施設の被災に備え、下水道施設の耐震化を推進するとともに、下水道BCPを作成し、ハード・ソフトを組み合わせた総合的な対策を実施する必要がある。

○避難所生活での感染症の流行等や静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）等への対策の推進

避難所生活での、感染症の流行やトイレ等の住環境の悪化、エコノミークラス症候群、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う必要がある。

○DHEAT¹⁰受入体制の整備

災害直後から、メンタルケアなど保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、DHEATの受援体制を構築する必要がある。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

○公共施設等の耐震化

発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等に障害が及ぶことが想定されるため、公共施設等の耐震化を促進す

¹⁰ DHEAT・・災害時保健活動及び災害時健康危機管理支援チーム

(Disaster Health Emergency Assistance Team の略語)

る必要がある。

○電力供給遮断時の電力確保

電力供給遮断等の非常時に備えるために、非常用発電機とその燃料を確保が必要となる。

防災拠点となる市庁舎など公共施設で太陽光発電システムの導入も検討する必要がある。

○市の業務継続計画（BCP）の見直し

業務継続体制を強化するため、BCP を継続的に見直し、実効性の向上を図る必要がある。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 電力供給停止による情報通信の麻痺・長期停止

○災害通信の整備

災害時の通信確保のため、機器の適切な維持管理を行うとともに、SNS¹¹ など新たな情報ツールの活用や、電源確保対策などを検討する必要がある。

○ホームページ等を活用した情報発信事業

市ホームページ、市公式 SNS (Facebook・Twitter 等) や市公式 LINE により防災情報を広く発信できるよう、継続して維持管理を行う必要がある。

4-2 災害時に情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

○適時適切な避難勧告等の発令

過去の災害対応を踏まえ、動員配備や災害対応の向上について検討、見直しを行うとともに、訓練やシミュレーションを毎年度継続して実施し、迅速・円滑で適切な避難勧告等の発令ができる体制を確保する必要がある。

○災害広報体制の整備

災害時に適切に情報配信できるよう、引き続き、各システムの維持管理を行う必要がある。

5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期復旧させる

5-1 電気・ガス等の長期間にわたる供給等機能の停止

○防災拠点（市庁舎）の非常用電源の確保

市庁舎非常用電源の燃料の確保を行い、行政機能の維持を図る必要がある。

¹¹ SNS・・・登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス
(Social Networking Service の略語)

○連携体制の強化

電気やガスなどの関係企業との連携体制の強化を図るため、協定の締結や見直し、連絡体制の確認や合同での訓練の実施など、連携体制の強化を図る必要がある。

5-2 上下水道等の長期にわたる機能停止

○上下水道施設の整備・維持管理

地震による被害や、浸水被害を最小限に防ぐため、耐震化や施設の更新など、計画的な機能維持を図る必要がある。

○適切な応急給水活動の実施

大規模な断水が発生した場合に、迅速かつ適切な応急給水活動が行えるよう、給水車の準備や非常用飲料水袋などの備蓄を行う必要がある。

5-3 地域交通ネットワークの長期にわたる機能停止

○道路施設や橋梁の適切な維持管理

長期間にわたる通行止め等を回避するため、市の管理する道路施設や橋梁などの耐震化や改修などの維持管理を推進する必要がある。

既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

○生活道路の整備

災害時の避難経路・緊急車両進入路等の通行を確保するため、生活道路の適切な維持管理と歩道設置や幅員確保などの改良等を図る必要がある。

6 経済活動を機能不全に陥らせない

6-1 経済活動が再開できることによる企業の生産力低下

○企業の事業継続性の確保

企業の事業継続性の確保に向けた県の取組の活用や、関係団体等と連携した取組を検討し、必要な施策を推進する必要がある。

○業務継続計画（BCP）の策定支援

災害発生時における企業の被害減及び早期の事業再開のため、商工会議所と連携し、市内企業の業務継続計画（BCP）の作成支援を推進する必要がある。

6-2 食料・飲料水等の安定供給の停滞

○支援受け入れ態勢の整備

「直方市災害時支援計画」に基づき、人的・物的支援を円滑に受け入れる体制づくりを推進する必要がある。

○食料・飲料水の適正な備蓄と管理

本市が備蓄する食料・飲料水については、必要数の備蓄を行うとともに、適正な管理を行う必要がある。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害発生

○ため池、ダム等の維持管理

災害による損壊のため人家等に被害を与えるおそれのあるため池やダム等については、耐震化等、災害対策と適切な維持管理を図る必要がある。

7-2 危険物及び有害物質の大規模な流出・拡散

○毒劇物等の流出等の防止

災害に起因する毒劇物等の流出を防ぐため、関係行政機関や取扱業者との連絡・協力体制の確保を図るとともに、立ち入り調査等による取扱事業者に対する管理徹底の指導、市ホームページを活用した事故未然防止対策等の情報発信を行う必要がある。

7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

○地域における農地・農業水利施設等の保全

農業・農村の有する多面的機能の発揮を促進し、担い手農家の負担軽減や集落機能維持を図るため、県と連携し、農業者、地域住民等で構成される活動組織が実施する水路、農道等の保全活動に対し、多面的機能支払交付金による支援や、パンフレットの配布などによりその取組内容の普及を図る必要がある。

○荒廃農地対策

農業委員会と連携し、現地調査による荒廃農地の荒廃状況、解消状況等の把握を行うとともに、国庫補助事業等の活用による荒廃農地の再生利用等を促進する必要がある。

○荒廃森林対策

大雨や台風による土砂災害を防ぐため、間伐や植林等を計画的に行い、水源涵養機能のある災害に強い森林づくりを行う必要がある。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

○災害廃棄物処理体制の整備

被災地の迅速な復興・復旧を図るため、平成30年3月に策定した「直方市災害廃棄物処理計画」に基づき、処理体制の整備に努める必要がある。

8-2 復興を支える人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○復旧・復興を円滑に進めるための必要な人材の確保

大規模災害が発生した場合、災害対策や応急復旧業務を担う人材が不足する恐れがあることから、必要な人材等の速やかな確保のため、近隣自治体との広域連携協定などを行う必要がある。

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等による復旧・復興の遅れる事態

○地域コミュニティの強化

大規模災害時には行政の対応に限界があることから、地域での様々な問題に対処するため地域コミュニティの結束力を高める必要がある。

○人材の確保及び養成

地域防災を推進する自主防災組織や自治区公民館等において、防災リーダーとして活躍する人材を確保及び養成するため、防災士の資格取得や講習会の受講などの支援を行う必要がある。

【資料2】

施策分野ごとの脆弱性評価結果

(1) 住宅・都市
○住宅、建築物の耐震化 大規模地震が発生した場合、市街地における住宅・建築物の倒壊などにより、多数の人的被害が想定されるため、住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。
○交通施設、沿線・沿道建築物の耐震化 大規模地震が発生した場合、鉄道等の交通施設及び沿道建築物の複合的な倒壊により、避難や応急対応に障害が及ぶことが想定されるため、大規模地震に対応する耐震化が進んでいない交通施設、沿線・沿道建築物の耐震化住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。
○公共施設等の耐震化 発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等の障害に及ぶことが想定されるため、公共施設等の耐震化を促進する必要がある。
○多数の人が利用する建築物の耐震化 大規模地震が発生した場合、不特定多数の人が利用する建築物の倒壊により、多数の人的被害が想定されるため、不特定多数の人が利用する建築物については、特に耐震化を促進する必要がある。
○防火対策の推進 大規模地震が発生した場合、住宅密集地や不特定多数の人が利用する施設の火災による人的・物的被害が想定されるため、出火防止対策及び建物の関係者や住民の防火意識の向上を図る必要がある。
○河川改修等の治水対策の推進 近年、気象変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあり、大規模洪水による甚大な浸水被害が懸念されるため、地元の要望や必要性、緊急性などを総合的に判断しながら、河川改修や公共下水道雨水対策などの整備推進を図る必要がある。
○土砂災害対策の推進 近年、気象変動等の影響による集中豪雨、局地的豪雨、大型台風等の増加、地震の多発に伴い、これまでに経験したことのない大規模災害の発生リスクが高まっている。人命を守るために市内の土砂災害警戒区域などの危険箇所における安全対策などの整備推進を図る必要がある。
○土砂災害警戒区域等の周知 土砂災害が発生するおそれがある県が指定した土砂災害特別警戒

区域・土砂災害警戒区域（レッドゾーン・イエローゾーン）等を基に、当該区域の避難体制の整理等を図り、土砂災害に対する安全度の向上を図る必要がある。

また、異常気象等により大規模な土砂災害が生じるおそれがあるため、防災行政無線、ホームページ、メール配信等その他様々なツールによる広報に努めていく必要がある。

○下水道施設の耐震化、公共下水道事業業務継続計画（下水道 BCP）の作成

下水道施設の被災に備え、下水道施設の耐震化を推進するとともに、下水道 BCP を作成し、ハード・ソフトを組み合わせた総合的な対策を実施する必要がある。

○上下水道施設の整備・維持管理

地震による被害や、浸水被害を最小限に防ぐため、耐震化や施設の更新など、計画的な機能維持を図る必要がある。

○道路施設や橋梁の適切な維持管理

長期間にわたる通行止め等を回避するため、市の管理する道路施設や橋梁などの耐震化や改修などの維持管理を推進する必要がある。

既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

○生活道路の整備

災害時の避難経路・緊急車両進入路等の通行を確保するため、生活道路の適切な維持管理と歩道設置や幅員確保などの改良等を図る必要がある。

(2) 保健医療・福祉

○医療用資機材・医療品等の供給体制の整備

大規模災害発生時には、医療用資機材・医療品等が不足するおそれがあるため、関係団体と災害時応援協定を締結し、災害救助に必要な医療用資機材・医療品等の供給体制の整備を図るため、その体制を整備し、円滑な供給体制の構築に努める必要がある。

○医療用資機材・医療品等の備蓄

大規模災害発生初動期には、医療救護用の医療用資機材・医療品等の流通確保が難しくなるおそれがあるため、大規模災害発生時の初動期（2日間）の医療救護用として、市独自の備蓄を行う必要がある。

○DMAT の受入体制整備

災害発生直後の急性期（概ね48時間以内）に救命救急活動が開始できるよう、市外から派遣される DMAT の受入体制を整備する必要がある。

○医療救護活動の体制整備

災害発生時において、限られた医療スタッフや医薬品・医療資機材等を最大限に活用し、可能な限り傷病者の治療に当たるため、関係機関（県及び日本赤十字社福岡県支部、公益社団法人福岡県医師会（直方鞍手医師会））と密接な連携を取り、適切な医療・救護活動等の体制整備を推進する必要がある。

○EMIS の活用

被災地域で迅速かつ適切な医療・救護を行うため、必要な各種情報を集約・提供可能な EMIS の活用を進める必要がある。

○ドクターへリの活用

救急医療体制を充実・強化するため、災害時での緊急対応ができるよう、県が運航するドクターへリについて、安定した運用のため、県及び関係機関との連携を強化する必要がある。

○感染症の発生・まん延防止

浸水被害を受けた住居等の消毒・害虫駆除等が適切に実施されるよう、関連部署や消毒・害虫駆除事業者等の関係団体との連携や連絡体制の確保を行う必要がある。

○避難所生活での感染症の流行等や静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）等への対策の推進

避難所生活での、感染症の流行やトイレ等の住環境の悪化、エコノミークラス症候群、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う必要がある。

○DHEAT 受入体制の整備

災害直後から、メンタルケアなど保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、DHEAT の受援体制を構築する必要がある。

（3）環境・地域

○自主防災組織等の内水対策に係る人材育成

異常気象等が発生した場合、広域かつ長期的な市街地の浸水が想定されるため、内水対策について、より迅速な対応を行うための地域ごとに自主防災組織の設立や人材育成を推進する必要がある。

○電力供給遮断時の電力確保

電力供給遮断等の非常時に備えるために、非常用発電機とその燃料を確保が必要となる。

防災拠点となる市庁舎など公共施設で太陽光発電システムの導入も検討する必要がある。

○毒劇物等の流出等の防止

災害に起因する毒劇物等の流出を防ぐため、関係行政機関や取扱業者との連絡及び協力体制の確保を図るとともに、立ち入り調査等

による取扱事業者に対する管理徹底の指導、市ホームページを活用した事故未然防止対策等の情報発信を行う必要がある。

○災害廃棄物処理体制の整備

被災地の迅速な復旧・復興を図るため、平成30年3月に策定した「直方市災害廃棄物処理計画」に基づき、処理体制の整備に努める必要がある。

○地域コミュニティの強化

大規模災害時には行政の対応に限界があることから、地域での様々な問題に対処するため地域コミュニティの結束力を高める必要がある。

○人材の確保及び養成

地域防災を推進する自主防災組織や自治区公民館等において、防災リーダーとして活躍する人材を確保及び養成するため、防災士の資格取得や講習会の受講などの支援を行う必要がある。

(4) 経済・産業

○連携体制の強化

電気やガスなどの関係企業との連携体制の強化を図るため、協定の締結や見直し、連絡体制の確認や合同での訓練の実施など、連携体制の強化を図る必要がある。

○企業の事業継続性の確保

企業の事業継続性の確保に向けた県の取組の活用や、関係団体等と連携した取組を検討し、必要な施策を推進する必要がある。

○企業の業務継続計画（BCP）の策定支援

災害発生時における企業の被害減及び早期の事業再開のため、商工会議所と連携し、市内企業の業務継続計画（BCP）の作成支援を推進する必要がある。

○地域における農地・農業水利施設等の保全

農業・農村の有する多面的機能の発揮を促進し、担い手農家の負担軽減や集落機能維持を図るため、県と連携し、農業者、地域住民等で構成される活動組織が実施する水路、農道等の保全活動に対し、多面的機能支払交付金による支援や、パンフレットの配布などによりその取組内容の普及を図る必要がある。

○荒廃農地対策

農業委員会と連携し、現地調査による荒廃農地の荒廃状況、解消状況等の把握を行うとともに、国庫補助事業等の活用による荒廃農地の再生利用等を促進する必要がある。

○荒廃森林対策

大雨や台風による土砂災害を防ぐため、間伐や植林等を計画的に行い、水源涵養機能のある災害に強い森林づくりを行う必要がある。

(5) 交通・物流・国土保全

○物資輸送ルートの確保

大規模自然災害が発生した際、避難、支援、輸送のための主要道路が寸断され、被災地への食料・飲料水等生命に関わる物資供給が長期停止することが想定されるため、道路施設や橋梁などの耐震化を推進するとともに、既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

また、高速交通ネットワークの整備・確保を促進する必要がある。

○備蓄物資の供給体制等の強化

市の備蓄物資や流通備蓄物資の搬出・搬入について、適正かつ迅速な物資の確保を行うため、関係機関との連携や調整などを強化する必要がある。

また、備蓄については、分散型備蓄の検討と、施設整備を推進する必要がある。

○主要路線の確保

主要な路線について、長期間にわたる通行止め等を回避するため、道路施設や橋梁などの耐震化を推進する必要がある。

既存施設の点検等の結果を踏まえ、防災対策を確実に実施する必要がある。

○一時滞在施設の確保、食料・飲料水等の備蓄

帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保を図るとともに、当該施設における食料・飲料水等の備蓄を促進する必要がある。

(6) 行政機能

○公共施設等の耐震化

発災後の活動拠点となる公共施設等が被災すると避難や救助活動等の障害に及ぶことが想定されるため、公共施設等の耐震化を促進する必要がある。

○河川改修等の治水対策の推進

近年、気象変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあり、大規模洪水による甚大な浸水被害が懸念されるため、地元の要望や必要性、緊急性などを総合的に判断しながら、河川改修や公共下水道雨水対策などの整備推進を図る必要がある。

○防災情報の提供

異常気象による豪雨が発生した場合、浸水により人命・身体に危害が生じるおそれがあるため、防災行政無線や、市のホームページ、メール配信「つながるのおがた」等による住民への広報に努める必要がある。

また、洪水による激甚化災害に対して、円滑な警戒避難体制の構築を図るため、洪水ハザードマップや個別避難計画（マイタイムラ

イン）等を住民に周知するなどのソフト対策を推進する必要がある。

○自主防災組織等の内水対策に係る人材育成

異常気象等が発生した場合、広域かつ長期的な市街地の浸水が想定されるため、内水対策について、より迅速な対応を行うための地域ごとに自主防災組織の設立や人材育成を推進する必要がある。

○防災拠点の整備

大規模災害時等における自衛隊・消防・警察の後方支援基地（市庁舎）、避難場所、救援物資や防災備品の備蓄基地、中継基地、市庁舎が被災した想定の情報発信拠点などの施設整備などの検討が必要である。

○水道施設の耐震化

災害時において水道施設が被災した場合、市民生活や社会活動に不可欠な水の供給に支障を来すおそれがあることから、水道施設における被害の発生を抑制し影響を小さくするため、水道施設の耐震化を推進する必要がある。

○消防の体制等強化

火災・救急・救助事案が同時に多発した場合の消防力が劣勢になることを防ぐため、活動人員の確保や、緊急消防援助隊など応援隊の受入体制を整備し、火災・救急・救助活動等が迅速に行われる体制を構築する必要がある。

○情報通信機能の耐災害性の強化

情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を推進する必要がある。

○災害対応マニュアルなどの見直し

災害対応マニュアル及び業務継続計画（BCP）について、継続的に内容の見直しを行う必要がある。

○市の業務継続計画（BCP）の見直し

業務継続体制を強化するため、BCPを継続的に見直し、実効性の向上を図る必要がある。

○災害通信の整備

災害時の通信確保のため、機器の適切な維持管理を行うとともに、SNSなど新たな情報ツールの活用や、電源確保対策などを検討する必要がある。

○ホームページ等を活用した情報発信事業

市ホームページ、市公式SNS（Facebook・Twitter等）や市公式LINEにより防災情報を広く発信できるよう、継続して維持管理を行う必要がある。

○適時適切な避難勧告等の発令

過去の災害対応を踏まえ、動員配備や災害対応の向上について検討、見直しを行うとともに、訓練やシミュレーションを毎年度継続し

て実施し、迅速・円滑で適切な避難勧告等の発令ができる体制を確保する必要がある。

○災害広報体制の整備

災害時に適切に情報配信できるよう、引き続き、各システムの維持管理を行う必要がある。

○避難情報等の周知

大規模洪水による住民等の生命・身体に危害を防ぐため、防災行政無線、市のホームページ、メール配信「つながるのおがた」等による住民への広報を図るとともに、ハザードマップ等の情報入手方法の周知等ソフト対策を推進する必要がある。

○防災拠点（市庁舎）の非常用電源の確保

市庁舎非常用電源の燃料の確保を行い、行政機能の維持を図る必要がある。

○上下水道施設の整備・維持管理

地震による被害や、浸水被害を最小限に防ぐため、耐震化や施設の更新など、計画的な機能維持を図る必要がある。

○適切な応急給水活動の実施

大規模な断水が発生した場合に、迅速かつ適切な応急給水活動が行えるよう、給水車の準備や非常用飲料水袋などの備蓄を行う必要がある。

○支援受け入れ態勢の整備

「直方市災害時支援計画」に基づき、人的・物的支援を円滑に受け入れる体制づくりを推進する必要がある。

○食料・飲料水の適正な備蓄と管理

本市が備蓄する食料・飲料水については、必要数の備蓄を行うとともに、適正な管理を行う必要がある。

○ため池、ダム等の維持管理

災害による損壊のため人家等に被害を与える恐れのあるため池やダム等については、耐震化等、災害対策と適切な維持管理を図る必要がある。

○復旧・復興を円滑に進めるための必要な人材の確保

大規模災害が発生した場合、災害対策や応急復旧業務を担う人材が不足する恐れがあることから、必要な人材等の速やかな確保のため、近隣自治体との広域連携協定などを行う必要がある。

推進方針一覧

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	推進方針	担当課
1 直接死を最大限に防ぐ	1-1 建物、交通施設、不特定多数が集まる施設等の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生	耐震化の推進	建築管理課
		老朽危険家屋の対策	都市計画課
		災害に強い市街地整備	都市計画課
		市営住宅の維持管理	建築管理課
		防火対策の推進	消防本部 防災・地域安全課
		学校における防災教育の推進	学校教育課
		学校施設耐震補強事業	教育総務課
	1-2 異常気象等による突発的又は広域かつ長期的な河川氾濫等に起因する市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	国・県と連携した河川整備	国・県対策課
		河川の適正な維持管理	土木課
		浸水対策の推進	土木課 下水道課
		防災情報の適切な提供	防災・地域安全課
	1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	学校における防災教育の推進	学校教育課
		土砂災害対策	土木課
		ハザードマップによる市民周知	防災・地域安全課
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	学校における防災教育の推進	学校教育課
		災害備蓄品の適正な準備・管理	防災・地域安全課
		民間企業との協定書締結の推進	防災・地域安全課
		輸送手段の確保	防災・地域安全課
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	応急給水体制の整備	水道管理課
		道路・橋梁の改修及び維持管理	土木課
		防災情報の適切な提供	防災・地域安全課
	2-3 消防等の被災による救助・救急活動の停滞・絶対的不足	緊急消防援助隊等の受入れ体制の整備	消防本部
		災害備蓄品の適正な準備・管理	防災・地域安全課
		避難行動要支援者支援体制の整備	健康福祉課 防災・地域安全課
	2-4 想定を超える長期の帰宅困難者に対する水・食料等の供給不足	支援の受入れ体制の整備	防災・地域安全課
		福祉避難所の確保	健康福祉課 防災・地域安全課
		避難所となる施設や備品の整備	防災・地域安全課
		避難所での感染症対策	健康福祉課
	2-5 医療施設等の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺	下水道施設の適切な維持管理	下水道課
		福	
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	直方市業務継続計画の適正な運用及び改定	防災・地域安全課
		市の管理する施設の維持管理	各施設管理者
		支援の受入れ体制の整備	防災・地域安全課
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 電力供給停止による情報通信の麻痺・長期停止	防災拠点の非常用電源の確保	総務課
		防災情報の適切な提供	防災・地域安全課
5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期復旧させる	4-2 災害時に情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	防災情報の適切な提供	防災・地域安全課
		民間企業との協定書締結の推進	防災・地域安全課
	5-1 電気・ガス等の長期間にわたる供給等機能の停止	防災拠点の非常用電源の確保	総務課
		上水道施設の適切な維持管理	水道施設課 水道管理課
		浄水施設、配水施設被災後の復旧について	水道施設課 水道管理課
		下水道施設の適切な維持管理	下水道課
	5-2 上下水道等の長期にわたる機能停止	応急給水体制の整備	水道管理課
		道路・橋梁の改修及び維持管理	土木課
		道	
	5-3 地域交通ネットワークの長期にわたる機能停止	企業の業務継続計画作成の支援	商工観光課
		企業の事業継続性の確保	商工観光課
		災害備蓄品の適正な準備・管理	防災・地域安全課
6 経済活動を機能不全に陥らせない	6-1 経済活動が再開できることによる企業の生産力低下	民間企業との協定書締結の推進	防災・地域安全課
		防災拠点の非常用電源の確保	総務課
	6-2 食料・飲料水等の安定供給の停滞	上水道施設の適切な維持管理	水道施設課 水道管理課
		浄水施設、配水施設被災後の復旧について	水道施設課 水道管理課
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害発生	下水道施設の適切な維持管理	下水道課
		応急給水体制の整備	水道管理課
		道路・橋梁の改修及び維持管理	土木課
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	7-2 危険物及び有害物質の大規模な流出・拡散	企業の業務継続計画作成の支援	商工観光課
		企業の事業継続性の確保	商工観光課
		災害備蓄品の適正な準備・管理	防災・地域安全課
	7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	民間企業との協定書締結の推進	防災・地域安全課
		防	
	8-1 災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	ため池ハザードマップの作成・周知	土木課
		取扱事業者等への指導及び連携	消防本部
		荒廃森林の整備	農業振興課
		災害廃棄物処理体制の整備	環境整備課
	8-2 復興を支える人材等の不足により復興・復旧が大幅に遅れる事態	防災訓練の実施	防災・地域安全課
		自主防災組織の設置・育成	防災・地域安全課
	8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等による復旧・復興の遅れる事態	被害認定調査体制の整備	防災・地域安全課
		地域コミュニティの強化	防災・地域安全課
		地籍調査の推進	用地管理課

【強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法】抜粋

(国土強靭化基本計画と国の他の計画との関係)

第十一條 国土強靭化基本計画以外の国の計画は、国土強靭化に関しては、国土強靭化基本計画を基本とするものとする。

(国土強靭化基本計画の実施に関する勧告)

第十二條 内閣総理大臣は、国土強靭化基本計画の実施について調整を行うため必要があると認める場合においては、関係行政機関の長に対し、必要な勧告をすることができる。

(国土強靭化地域計画)

第十三條 都道府県又は市町村は、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靭化地域計画」という。）を、国土強靭化地域計画以外の国土強靭化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

(国土強靭化地域計画と国土強靭化基本計画との関係)

第十四条 國土強靭化地域計画は、国土強靭化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。